

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(川内1、2号機(950))」
2. 日時：令和3年6月3日(木) 14時00分～14時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(◎・・・TV会議システムによる出席)
原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐◎、御器谷管理官補佐、宮本安全審査専門職◎

九州電力株式会社：
原子力発電本部 放射線安全グループ長◎ 他6名◎
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
提出資料：
・川内原子力発電所 保安規定変更認可申請書 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更(補足説明資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	はい。規制庁のミキヤです。それでは川内原子力発電所もNRの保安規定の申請についてヒアリングを始めたいと思いますので、まずは、九州電力さんのほうから資料の確認とそれから説明も続けてお願いいたします。
0:00:18	はい、九州電力の橋本でございます。それでは資料のほうですが、申請書のほうが右肩、5月の24日付の申請書になります。
0:00:31	その補足説明資料としまして、同じく24日付で、補足説明資料のほうを提出させていただきますのでございます。
0:00:40	まずあの申請書のほうから簡単に御説明したいと思います。
0:00:44	申請者のほうですが、今回変更対象の条文としまして、第98条の5ということで、放射性廃棄物でない廃棄物の管理という条文を新たに追加してございます。
0:00:58	変更の内容につきましては、先に認可をいただいております。玄海の本規程と同様の内容になってございまして、特段大きな変更等もしてございません。
0:01:11	あと、あわせて不足をつけさせていただいてますが不足につきましては、いくつかすでに適用済みのものがございまして、具体的に言いますと付則の第3項から六甲これにつきましてはもうすでに適応、
0:01:27	しているものでございますが、これを削除する規則の変更も行ってございます。
0:01:33	申請書の変更内容については以上でございます。
0:01:36	来続きまして、補足説明資料のほうに移りたいと思います。
0:01:41	補足説明資料の1ページ目に、今回の申請理由について簡単に記載してございます。
0:01:50	今回川内の発電所におきまして、放射性廃棄物の貯蔵量は増加傾向にありますので、1号炉2号炉の運転に伴い発生する低放射性廃棄物の低減を目的に今回申請をさせていただきます。
0:02:07	まず保安規定の審査基準ですねこちらの要求に対する保安規定の記載内容ということで、
0:02:14	補足説明資料の下のページの8ページをお願いいたします。
0:02:23	こちらに該当する審査基準を記載してございまして、
0:02:29	具体的には第92条第1項第11号ということで、線量、線量当量汚染の除去等に関するところのA8になります。ここに今回の放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関する
0:02:46	要求が記載がございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	この要求に対して今回第 98 条の 5 ということで、放射性廃棄物でない廃棄物の管理という条文を新たに追加することとさせていただきます。
0:03:02	よろしければ、
0:03:06	同じ補足資料の補足資料の 2 ということで、
0:03:12	本ページってなって申し訳ないんですけども、放射性廃棄物でない廃棄物の適用についてという資料で、
0:03:20	今回の放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する内容について簡単に御説明させていただきますと、説明者を交代いたします。
0:03:32	はい。
0:03:34	九州電力のナガモトです。それでは補足説明資料の 2、放射性廃棄物でない廃棄物の適用について、
0:03:43	御説明いたします。
0:03:45	次のページの目次を飛ばしていただいて、1 ページ目をご覧ください。
0:03:54	まず 1 ポツ、初めに記載してございますが、今回、川内原子力発電所原子炉施設保安規定につきまして、
0:04:03	第 6 章の放射性廃棄物管理の第 98 条の後に、放射性廃棄物でない廃棄物の管理の条文を追加し規定いたします。
0:04:15	続きまして、2 ポツに保安規定の記載の基本的な考え方を記載してございます。
0:04:22	今回、放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関することにつきましては、平成 22、20 年に発出されました原子力施設における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いについての指示文書を参考とし、
0:04:38	具体的にはその別添にあります原子力施設における放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関するガイドライン
0:04:47	に従い、保安規定に規定いたします。
0:04:50	2 ページをご覧ください。
0:04:55	このページの中程 3 ポツ 1 にガイドラインの抜粋を次ページにわたって記載してございます。
0:05:03	このガイドラインの抜粋した部分は NR の対象
0:05:07	範囲を示してございます。
0:05:10	ガイドラインによりますと、NR の対象とする廃棄物としましては、資材等と物品の二つに大別され、資材等は金属、コンクリート類ガラスくず廃油プラスチック等、
0:05:26	物品は工具類等と示されてございます。
0:05:31	また、その資材等は汚染の恐れがないか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:35	管理区域内において設置されたものと、
0:05:38	汚染の恐れがある管理区域内において設置されたものの二つに分類された物品につきましても、汚染の恐れがない管理区域内で使用された物品と汚染の恐れがある管理区域内において使用された物品を二つに分類させていただきます。
0:05:55	4 ページをご覧ください。
0:06:00	このページには、先ほどのガイドラインに示されましたNRの対象範囲について保安規定の記載を抜粋してございます。
0:06:09	NRの対象範囲につきましては、今回の追加条文であります放射性廃棄物でない廃棄物の管理第 98 条の 5 の第 1 項に規定いたします。
0:06:22	ここで 4 つていうのはあるの対象につきましては、ガイドラインに基づき、管理区域内において設置された金属、コンクリート類ガラスくず廃油プラスチック等を資材を
0:06:36	あん陸域内において使用された工具類等を共用品を規定してございます。
0:06:42	5 ページをご覧ください。
0:06:46	このページの中程 3 ポツ 3 にガイドラインの抜粋を 7 ページまで記載してございます。
0:06:54	このガイドラインの抜粋した部分はNRの判断方法を示してございます。
0:07:00	NRの判断につきましては、先ほど 2 ページに御説明いただきました。
0:07:05	四つの分類として(1)から(4)までの汚染の恐れがない管理区域において設置された資材等、
0:07:14	汚染の恐れがある管理区域において設置された資材等、
0:07:19	次ページの 6 ページに、汚染の恐れがない管理区域で使用された物品を汚染の恐れがある管理区域で使用された物品。
0:07:29	のそれぞれの判断方法が示してございます。
0:07:33	8 ページをご覧ください。
0:07:40	このページには、先ほどのガイドラインに示されておりましたNRの判断方法について、保安規定の記載を抜粋してございます。
0:07:49	NRIの判断方法につきましては、第 98 条の 5 の第 2 項に規定いたします。
0:07:58	NRIの判断につきましては安全管理課長が判断いたします。
0:08:03	このページに記載の第 2 項の(1)と(2)では、先ほどのガイドラインに示されておりました資材等のNRの判断方法について規定してございます。
0:08:15	第 2 項(1)と(2)の原因等に記載してございます。第 100 条第 1 項(1)の区域と。
0:08:23	やはり 110104 条第 1 項(2)の区域につきましては、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:28	第 104 条第 1 項(1)の区域が汚染の恐れのない管理区域
0:08:35	第 104 条第 1 項(2)の区域が汚染の恐れのある管理区域を示してごさいます。
0:08:43	機材等の判断につきましては、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、
0:08:49	適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:08:56	汚染された資材等については 5000 分の特定分離を行った場合には、残った汚染されていない部位をNRとすることができること。
0:09:07	適切な測定方法により、念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認することを伝えぐらいに基づき規定してごさいます。
0:09:22	このページの中段から 11 ページにつきましては、資材等の具体的な判断方法及び念のための放射線測定評価方法を記載してごさいます。
0:09:33	12 ページをご覧ください。
0:09:40	このページには、物品のNRの判断方法について、保安規定の記載を抜粋してごさいます。
0:09:47	ここに記載の保安規定第 98 条 5 の第 2 項(3)と(4)にガイドラインに示されていました。
0:09:57	物品のNRの判断方法を記載してごさいます。
0:10:01	物品のNR判断につきましては、汚染の恐れのない管理区域で使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:10:14	汚染の恐れのある管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:10:28	使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品については適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、NRと判断することができること。
0:10:47	適切な測定方法により、念のための放射線測定評価を行い、測定結果が異論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認することがづらいに基づき規定してごさいます。
0:11:02	このページの中段から次のページ、7-13 ページにつきましては、物品の具体的な判断方法及び念のための放射線測定評価方法を記載してごさいます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	次の 13 ページをご覧ください。
0:11:21	このページの下段に保安規定の抜粋を記載してございます。
0:11:26	この第 3 項につきましては、ガイドラインには記載がございませんが、NRAと判断されたものの管理について規定してございます。
0:11:34	NRと判断されたものが判断以降に汚染することを防止するため、管理区域から搬出されるまでの間で汚染されたものとの混在防止措置等の管理を行うことを規定してございます。
0:11:47	15 ページをご覧ください。
0:11:54	このページと次のページにNRに関わる文書について規制経営記載してございます。
0:12:02	このページには、本規程第三条品質マネジメントシステム計画の抜粋を記載してございます。
0:12:09	第 3 条の中の別図 1 保安規定品質マネジメントシステム計画に関わる終わって、規定文書体系図の抜粋を記載してございます。
0:12:21	原子炉施設保安規定から一次文書である品質マニュアル 20 文書である放射線管理基準と繋がってございます。
0:12:31	沿岸に関わる文書につきましては、次の 16 ページに記載の通り、ガイドラインに基づきNRの判断を使用するものは判断取り扱い等を保安規定に規定し、
0:12:44	それらの管理について二次文書である放射線管理基準に定め、その詳細を下位文書に規定することとしてございます。
0:12:53	17 ページ以降につきましては、本文中で読み込んでいます。混在防止措置などの小江や業務フローを記載してございます。
0:13:02	以上が今回のNRの管理に伴う変更の御説明となります。
0:13:11	はい。
0:13:12	はい。規制庁のミキヤです。以上で御説明は方針までということでよろしいですかね。
0:13:18	すみません九州電力の橋本です。あとそれと最後のほうに
0:13:24	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に係る設置許可申請書の記載ということでまとめてございまして、結論から申しますと、設置許可での要求はございませんっていう資料としてまとめてございます。以上です。
0:13:39	はい、ありがとうございます。規制庁のミキヤですけれども、幾つかちょっと確認をさせていただこうと思います。
0:13:45	まず申請書のほうなんですけれども、これすでに認可させていただいた玄海と見比べると、申請内容はちょっと変わってるかと思うんですね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:59	玄海のときには品質マネジメントシステムをこの申請にあわせてかえに行ってたかと思うんですが、今回川内ではそれはよろしいですか。
0:14:09	はい、九州電力の橋本です。川内につきましては、今回の玄海で変えた品証の別表を変更してございますけども、そこに各規程文書等条文の紐づけの表がございまして、
0:14:24	今回仙台につきましてはちょうど今既存の記載の内容でこの新しい 98-5 が包含できる記載になってございましたので、今回変更の対象としてございません。以上です。
0:14:40	はい、規制庁のミキヤです。今のお話は具体的に言いますと、三条の品質マネジメントシステム計画、保安規定のですね三条のところの別表においてすでに規定文書下位文書ですかね、等保安規定の条文のひもづけをされているんですけども、
0:15:00	そこで新たにこのNRの規定 98 条の項を加えることによって、放射線管理基準の中に 98 条の 5 というのが位置付けられるんですけども、その考え方は一緒ですね。
0:15:15	委員会の同意がそれが 98 条の 3 で 4 が多分違う規定になっていて、5 というのを新たに追加しなければならなかったと。
0:15:27	一方で設置についてはそこら辺が丸と書いてあって、98 何とかだったかな。
0:15:34	98 条の 2 から 101 条までって形になっていて、98 条の 5 がそん中に含まれる形になってるので、新たに変更する必要はないという御説明ですね。
0:15:50	はい。おっしゃる通りでございます。であればただ変更したように、これあるわけですね。
0:15:56	言ってみるとそうですね、ちょっと条文の内容を変える必要がなかったというのが正しいかと思います。はい。なので、そういう意味で補足説明資料のほうで保安規定の要求事項に対しての条項、今回の変更の有無が条項整理されているかと思いますが、
0:16:13	そちらのほうは変更ありという形になるんじゃないですか三条のほうも、
0:16:19	今回バー線で全部書かれているかと思うんですけども、
0:16:29	98 条の方以外はですね 8 ページ以外は、
0:16:36	えっとですね、起票をの整理といたしましては、基本的に保安規定の条文を変更に行ったものをおありなしで示してございまして、
0:16:49	今回の申請の対象にしてない三条については、現状ありということでは整理してないという
0:16:57	本当にしてございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:59	そもそも別表はもうここ別表が変わったとしても今回変わっていないけれども、実質的には変わってると等しいんですけども。
0:17:07	本文は本文の本則が変わらない以上はこれはもうパーセントそういう整理ってことですかね。
0:17:14	おっしゃる通りです。はい。ワーク変わりました。
0:17:20	はい、じゃあ2点目なんですけれども、補足の説明に入られたときの冒頭で
0:17:28	廃棄物の低減って話がありましたが、具体的にもうこれNRとみなし多様な廃棄物がどの程度発生していて今後の見込みってのがもうある程度を固められているんでしょうか。
0:17:49	はい。九州電力の中本です。別ね今
0:17:56	その過去に汚染がなかったことを証明するですね記録類
0:18:02	確認してございまして、見込み、今後の発生見込みっていうのがですね、今のところをちょっと提示できないような状況でございます。
0:18:15	ものとしましてですね、NRとして処分できる可能性のある大きなものとしましては、
0:18:22	汚染の恐れのない管理区域に設置しているNNW検査装置ですね、これをですね今後改造等を計画してございますので、もう損するばもしかしてMRとすることができるのかなと。
0:18:38	いうところでございます。
0:18:40	以上です。
0:18:44	はい、規制庁のミキヤです。今現時点ではNRになりそうな見込みのあるものというものはないんですけども、今後見込みはNNWの検査装置これ管理区域内に設置されているものということなんです。
0:19:01	はい、そうですよ。
0:19:02	ぐらいが想定されそういう意味では補足説明資料の裏表紙の裏のページに書いてある1号炉及び2号炉の運転に伴い発生する廃棄物を低減するため、
0:19:19	申請案件について申請実施した。
0:19:25	ていうのが今のNNWを指しているということですか。
0:19:31	九州電力のナガモトですねえとですね、今のところ見込みとしては、今、管理区域内で使用したくさんベンチ等ですね、こういうものも一応現在保管してございまして、NRとして、
0:19:47	廃棄を考えてございます。
0:19:50	ですので、そういうところもちょっと含まれるます。
0:19:56	以上です。
0:19:58	規制庁のミキヤセグメントにちょっと今聞き取れ何々店ちですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:03	観点についてですね、乾電池管理区域内で使っていた患者電池を
0:20:11	はい、処分する必要がある。
0:20:14	この今、ため込んでまして、
0:20:18	それをもしかしたらNRとすることができると。
0:20:23	ということです。
0:20:26	市民するボリュームとして結構多いんでしょうか。
0:20:31	今ですねドラム缶約1本分ぐらいをため込んでるような状況でございます。
0:20:38	おりました。
0:20:40	そういう意味でちょっとご質問かぶるかもしれませんがでもまあ今これを申請されるという意味合いってのは、
0:20:49	そういう関連地なりのNRの見込みのあるものが増えてきていって勝馬ちょっと大物検査装置みたいなものをもう
0:20:58	今後、
0:21:00	処分する可能性が出てきているので、今保安規定を申請されているのかちょっとそこら辺具体的に教えて欲しいんですけども、
0:21:35	九州電力のナガモトです。今回ですね、申請した議員としまして、
0:21:43	旅船。
0:21:47	そもそもセンターに導入する計画としましては、ONR玄海発電所にNRCと先行導入して、
0:21:58	玄海発電所のNRの運用状況を確認して先買権就活電車に導入する計画ということにございました。
0:22:10	その上で、その中でですね、今後発生する、今ぼん出る乾電池であったり、N NWの検査装置、
0:22:19	別にこういうものがあるNRAとしてはできるだろうということで今回申請してございます。
0:22:29	以上です。
0:22:36	はい。
0:22:39	規制庁の関係ですけれども、
0:22:42	はい限界に倣って玄海のほうではもう具体的に認可も降りてNRの搬出というのが大分進んできているんですかね。
0:22:56	90年力のナガモトです。ええと玄海のほうはまだですね実際に搬出までは行っていない状況でございます。
0:23:04	今搬出するための準備ですね教育であったりですね、力量取らせたりというところを行っているような状況でございます。以上です。
0:23:16	それを仙台で取り込もうというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:22	ここに書かれているような提言ということ、玄海でもやってるし仙台でやった方がよかろうという社内的な御判断があったということなんじゃないかな。
0:23:33	九州電力のナガモトにする。その通りでございます。
0:23:38	とりあえず私から以上です。
0:23:41	宮本さんとかつかべさん、何かございますか。
0:23:49	規制庁宮本です。江藤。
0:23:53	私の方から質問させてください。江藤。
0:23:58	これ玄海の時にも背景を
0:24:02	確認したんですけども見解ときは
0:24:05	12号炉の廃止措置に伴って、
0:24:09	NRに相当するものとはかなり見込みがあるということで、
0:24:16	そこは計画的にやるという意味でも、
0:24:19	あの段階でMRってを導入したという大きな背景があり、それで作業後の方も合わせて入れますというそういう背景があってそれで理由としてことも理解したっていうところがありました。
0:24:35	一方今回の川内原子力発電所のほうではそういう背景事情かつ今1よく見えなかったところがあった通りミキヤの保管を質問させていただいた通り、意見段階でそのNRに相当するものがどれぐらい
0:24:52	あるのかって言ったところや、このNRを導入する必要性背景といったところが、
0:25:00	ちょっと逃げないなと思ってたんですけども、辺ところはもう、もう少し説明を膨らま異なる可能なので志望確認してください。
0:25:24	九州電力のヒガシです。NRを導入することによってですね、物品等につきましては今後履歴管理を行うことが可能になりますので、今、今から例えば
0:25:37	定検とかですね持ち込む駅後部関係とかですねそういうものを履歴管理することで、それは防災きずな廃棄物することが可能かと考えておりますので、ちょっと物量的にはですね、どれくらいという物量をきくと今御示することはできないんですけど。
0:25:55	その辺でできるだけですね、廃棄物の軽減を図ろうということで社内的に今回導入することにしております玄海と同時にちょっと導入できなかったのはですね。
0:26:10	玄海の方に本当は同時に導入しようと考えておりましたが、船内につきましては当期当時ですねちょうどあのええと特重工事の工事の一番忙しい状況に安定ですね、優先的にそちらのほうですねする進めたほうがいいんじゃないかという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:28	ことですね、特需工事が終わってからですね玄海の運用とかの確認して仙 台の今導入をしたいという計画を立てておりました。
0:26:42	以上でございます。
0:26:45	長宮本です。当JA保安規定の申請の中身の不等そのいわゆる司会等々物 品というこの二つがあってほしい今彼はかなり会議員が広くて金属コンクリ ート、
0:27:02	Aからすぐ廃プラスチック等というところがあるので、こういったところも当然こ れからその履歴確認はあるんだけどこういったところも
0:27:15	今取り入れ確認している中では、
0:27:18	幅広く入って行ってっていう。
0:27:22	そん中で今括弧ほぼNR電話等を見て見込まれているのか乾電池のドラム缶 1本分であるけれども、利益を見よっていく上での操作という、そんなことは別 途NRとして判断
0:27:38	適用可能じゃないかと考えているものがかなり幅広いんですよ。
0:27:42	ということなのか、或いは、そこは日そもそも見込んでる量も、そもそも少ない のかその辺のところは何か
0:27:51	わかりますでしょうか。
0:27:54	九州電力のヒガシです。レート資機材施設設備とかですね資機材それから物 品も含めてMMR考えております。
0:28:04	ただの履歴の方がですね7台については各課の履歴等がですねあるかない かというのを現在調査しているところですね、その辺がちょっとはつきりわか ってないところがありまして、物量的なものが作った迫ったせません。ただ物に つきましては、
0:28:19	リセット測定もありますし、それから今後履歴から入れるものについては履歴 管理をしていけば、ものについてはハの搬出することができますので、そのよ うなものからですね先に
0:28:36	変更してそれがあって丸としていきたいと考えております。
0:28:41	以上です。
0:28:46	規制庁宮本です。
0:28:49	わかりました。
0:28:52	コアの哲朗的な規模でいいので。そうですね
0:29:00	よく何ていいますか。
0:29:06	今ちょっと私はね、平成19年のエネ庁のNR報告書っていうのを、
0:29:13	見てますて、
0:29:15	参考資料の中に110万キロと9の原子力施設の排出はこの配賦地下

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:23	ただいわゆる
0:29:26	いや発電所から出るはい。
0:29:29	いわゆる考査定例のものも含めてですね、廃棄物で
0:29:34	レベル低レベルクリアランス物NRっていうのはどれぐらいありますよっていう、物量的なその相場感が見えるようなクラブビットのようなものがあるんですけども、
0:29:47	当然、計画のPRAわかんないんですけども、規模としては、ある程度のところはあるんじゃないかなと思ってちょっと
0:29:56	6 質問させていただいているところです。
0:30:05	質疑応答としてですねちょっとやはり利益管理がやっぱり内ちゃんときちっとしとかないとMRできませんので、今のところその物量については引越すことができなくてですね、先ほどのLm警察の規制のお話をしましたけど、
0:30:22	それは専門されない管理区域においてあるものなので、利益管理等が今比較的振興示したの君津ことが可能なので、その辺をちょっと今出せるものとして、今
0:30:37	考えております。出すものとして、一般のリストアップの中では考えております。
0:30:46	以上です。ここやっぱ規定と源ですわかりました。今ここにおっしゃっていただいたところの汚染の恐れのない管理区域Eのところにあるその資機材なり物品等っていうのはいわゆる高校にかなりなりうるんだっていうことも今発言がありましたので
0:31:03	そういったところの一つの、なんて言いますか。発生見込みの一つなのかなと思う。理解いたしました。
0:31:12	それちょっとあと、すいません、細かいところも私はもしかしたらこの兵庫のところをきちっと理解していない可能性もあるんで、ちょっと確認したいんですけども。
0:31:22	今のこの申し立て廃棄物の貯蔵量は増加傾向にあることから、
0:31:29	廃棄物を放射性廃棄物を低減するためっていう言い方をしてるんですけども。
0:31:34	別途NRA適応できるものっていうのは、放射性入っ三つ。
0:31:42	これはまだないんですよ。
0:31:45	問というのは、これを見た時瞬間のクリアランス数をのようなことを理由にちょっと見えてしまって、
0:31:55	なんかNRと放射性廃棄物では、
0:32:01	ない。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:02	じゃないかと思ってましてまたちょっと言葉じりを何かこうあれこれ言うような感じなんですけども。
0:32:09	それから管理区域の中にある廃棄物そういったものがまた見込まれたり増加してたりしてるので。まあそういったそのを明らかに汚染されてないものを低減していわゆる敷地内の
0:32:24	放射性廃棄物を含む廃棄物を低減させるためっていうことなのかなとちょっと思ったんですが、その言葉のところを少しちょっと確認させてください。
0:32:36	背景九州電力のヒガシです。ちょっと書き方がちょっと足跡てる不足してるそこはあるかもしれませんが、現在までですねゲート汚染されてないものについても管理区域でも拝見するというなか時にですね。
0:32:52	いう放射廃棄物として扱っていたので、基本NR制度を採用することで、その分がなくなるということでちょっと現在の書き方でちょっと書き方になっちゃった方にさせていただいております。
0:33:06	実際は今から入れるというのはルールを導入してそのような汚染がないものをきちんとMRとして履歴管理下完了確認していただくように配置して、
0:33:21	今後はその放射廃棄物として扱わないことにすることは使わないことで、軽減を図ろうということで、今の書き方にちょっとさせていただいております。
0:33:33	ちょっと加速しなければいけなかったらつい補足したいと考えておりますが、
0:33:39	以上でございます。
0:33:42	はい、規制庁宮本です。趣旨はわかりました。
0:33:48	ちょっと私のこの言葉の理解が足りないだけかもしれないのでちょっと
0:33:55	状況わかりましたんでは、私はこれでは理解いたしました。はい、宮本からは以上です。
0:34:08	はい。
0:34:17	規制庁ミキヤです。ツカベさんから何かございますか。
0:34:22	規制庁掴めずきとお伺いして、申請の変更の理由のところテーマ月になるのか、今単純にその平成 20 年の文書を受けと書かれているんですが、その具体的な理由は、
0:34:41	何で今回やるのかというのがちょっと今の御説明だと。
0:34:46	わからないなというのが一つと、あと、
0:34:51	履歴の話も、
0:34:53	今は少し管理ってませんというような話をされてましたか、
0:34:59	状況のもと、来新しい条文を立ててしまうと、実際になるの。
0:35:07	手続きをする時の話なのかもしれませんが使用履歴がちゃんとそろってるっていうのが前提なので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:15	ちょっとその前提ができていないようにとれる段階で、
0:35:20	しかも見込むもいまいち
0:35:24	どういうことかわからない段階で、
0:35:27	今あるだっけんを単独で
0:35:30	申請されるっていうのは何なんでしょうというのがちょっとわからないなというのが、
0:35:38	ですのであとスケジュール面談等でその辺も本来はキリンされるべきなのかもしれないけど。
0:35:46	これを単独ではなくて、他にも、
0:35:50	当然、本件の
0:35:52	変更申請というのは、
0:35:54	あるタイミングとしてあると思うんですけど、今回する端部で申請された理由っていうのは何なんですか。
0:36:07	はい、九州電力のハシモトですまず変更の理由の点だけちょっと述べさせてもらいますと、これ先行の玄海も同じ理由にしていますし、他社先行他社の変更理由も同様の記載になってございますのでそれを
0:36:23	参考に、この変更の理由を記載してございます。また変更の理由については以上です。
0:36:33	さっき、
0:36:34	それで今の今のタイミングでなぜこの説明な制度を入れるかっていうことの御質問ですけど、もともとへっ通してる文書が発出されたのが平成、平成 20 年に発出されておりますが、その当時投入の準備を図っておりましたけど、
0:36:52	福島事故により、新規性基準の対応がちょっと必要となりましたので、それら無線にさっき取り組んでできておりました。
0:37:01	そのあと先代原子力発電所の保守性を廃棄物の貯蔵量が増加傾向にあることから、今回申請をしたものです。玄海とちょっと一緒に申請できなかったのは先ほど御説明しました通り全米の方が特重工事のですね。
0:37:19	設置工事が回ってましたので、それを一応最優先入札停止しまして、玄海の MR 制度の先行導入後、玄海の運用等の状況ですね、確認いたしまして、仙台の
0:37:35	投入を現在当初申請したところでございます。
0:37:40	今入れて NRDO 物が取り入れ管理とかできない。
0:37:46	できてないのであればあまり出ないんじゃないかという御質問がありましたけどそれにつきましては、確かに設備資機材についてはなかなかちょっと難しい

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ところがありまして現在ちょっと過去の記録関係もゴム程度あるかというのはちょっと現在一般の確認しておるところです。
0:38:03	ただ今回目の投入することで、物品につきましては履歴管理が物件を入れるときからですね、20 管理をすれば、その部分は
0:38:14	次はもう委員PRすることが可能と考えておりますので、可能な範囲でですね、放射性廃棄物にならないしなくてもよいようなものにつきましては、NRとしてですね。はい。
0:38:27	Sしたいと考えております。ですので今回通信制の方に行っております。以上でございます。
0:38:36	一応ツカベについての説明ありがとうございますって最初の見込みに関して言うと、私もそうなのかもしれませんけど、結局、深さの場合はその何らかの理由を、先ほどであれば排水限界であれば廃止措置ということで、
0:38:51	具体的なその作業があるということを御説明いただいた上で、
0:38:57	女川東通りの記載も同じなんですけど、
0:39:00	そういう形で明記いただいて、今回ただ川内さんの場合は、
0:39:08	漠然と放射性廃棄物の低減という
0:39:12	あとだけを出されていて、具体的にどのタイミングでどういう作業するとかですね、そういう御説明もいただけていないので、先ほどから議論してるところだと思いますけど。
0:39:25	かなりまずなぜこのタイミングで、
0:39:29	単独で
0:39:33	申請をされたのがちょっとよくわからないなっていう背景がわからないなというのが一つとあと、先ほど
0:39:42	質問 1 件のその単独ではなくて、お金を規定。
0:39:47	申請等と一緒にするってもあったと思うんですけど、間独立されたのは何ですか、その具体的なスケジュールはない中で、
0:39:58	はい、九州電力の橋本でございます。今回申請した理由ですけども、先ほどから物品の話をさせていただいておりますけども、10 月から定期検査が始まりますので、かなり物品が入ってくる。
0:40:14	ことも想定されてますのでそれまでに認可をいただければ、そういう管理が後から開始できるというふうに考えて今回の申請のタイミングとなっておりますんで他の案件との抱き合わせという話がございましたけども、
0:40:29	確かに先代の緊対棟をこん今後申請させていただく予定にしていますけども、そちらのほうは実際の工事を

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:39	開始するまでに認可をいただくということで考えてございますので、認可をいただく予定のタイミングが違うというところで単独申請とさせていただきます。
0:40:51	以上です。
0:40:53	規制庁ツカベです。べき頻度は10月から実際に
0:40:58	MRを伝える予定っていうふうに
0:41:02	とってもよろしいということですか。
0:41:05	九州電力のハシモトでその通りでございます。
0:41:08	名として物品としていく予定があるということですね。そうですね。
0:41:14	設置適用していく管理していくということですね。
0:41:20	物件の管理士はMRの規定がなくても、
0:41:26	先日、定員の数だと思うんですけど。
0:41:30	その前に認可を受けておく必要があると考えていることですか。
0:41:41	九州電力ナガモトです。物件につきましてはですねNR投入後はですね、使用履歴をずっと記録していくような運用を考えてございますので定検の始まる前にですね、導入を
0:41:57	してその後定検で入ってくると、リングにつきましては、識別して利益管理を行っていくと。
0:42:06	というような管理を始めたいと考えて今回申請してございます。以上です。
0:42:13	規制庁ツカベして奇形そのものはCO美的を管理するという
0:42:20	規程ではないとは思っているんですが、
0:42:24	そう。
0:42:25	認識がちょっと私は違うってことですかね。
0:42:31	またちょっと音声すみませんよろしくお願いします。資本的を
0:42:38	管理するというのは、
0:42:40	この条文をもってすることではないと思っているんですが、当然使用利益は、
0:42:47	管理して、現状でも管理しているいい話で、この奇形がなきゃできませんって話ではないと思うんですけど。
0:42:58	事業者さんとしてはこの気系がもう
0:43:02	新たな使用履歴の管理。
0:43:05	に先立って、必要と考えてことですか。
0:43:25	九州電力の基盤グループ、Aと使用履歴の方は確かにkAと保安規定の応募今回該当しなくてもですね、CN履歴日本はすることは可能です。ただあのK

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:41	管理区域に入れた物品について廃棄する場合は、いられるとして廃棄する場合は保安規定に取り込むへ導入した入れた後にですね鹿廃棄できませんので、判断判断基準等を載せて整備しなきゃいけないので、
0:43:59	今回保安規定のほうに参り例外とkA実際にはその廃棄物低減には繋がらないということになります。
0:44:10	はい規制庁ツカベですとかもして
0:44:14	整理すると所利益を当然なくともできて、テーマの規定は、
0:44:21	今度の新発からの定検で
0:44:24	適応考えだということによろしいですか。
0:44:28	経営おっしゃる通りでございます。
0:44:31	規制庁ツカベです。はい、わかりました。
0:44:33	私からは以上です。
0:44:47	。
0:44:49	所規制庁フジモリです。
0:44:52	いろいろ今議論ありましたけどいずれにせよですねちょっと実際その
0:44:57	定検で新しく物品を使用履歴を含めて管理してますそれが廃棄物低減になるという。
0:45:04	話だったのでその辺具体的にどんな物品があつてどれぐらい
0:45:09	低減される見込みなのかっていうのも変更利用、利用理由にも関わるところなので、ちょっと資料として補足説明で入れて、
0:45:19	いただければと思うんですけども、
0:45:22	あとそうするとじゃあ限界はすでに
0:45:25	直近の定検から使用履歴の管理ONRかの
0:45:31	適用後、
0:45:33	開始していて、ただNRの搬出の実績がないということだったんで、履歴管理だけ新たに始めてるってことになるんでしょうか。
0:45:57	安否程度九州電力のヒガシです。持ち込む物件すべてを履歴管理するっていうわけではですね例えば定検等で所軽減等で使う物品で使った後廃棄するようなものについては、
0:46:12	今までは放射性廃棄物として扱ってたんですけど、今後は、そういう廃棄するようなものをできるだけ廃棄物しないために、事前にこういうものを確認してそれについては、入れるときから履歴管理をするというふうにしたいと考えております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:27	そんなものが実際定検始まる前にですね、あるかどうかちょっと確認してですね、今後運用していく予定なんですけど、現在のところ、前年の定検の部分でどのようなものが
0:46:43	その部分があるかというのはですね今のところをちょっとまだ確認をちょっと行っておりませんのでただそういうものが必ずあるんじゃないかということで現在準備のほうですね、しております。
0:46:56	できるだけ廃棄物の方減らしたいということで、まずは制度を導入してそれから定検のときに、広告とかいろいろときにそれが将来廃棄されるということであれば、それを対象にしていきたいというふうに考えております。
0:47:14	以上でございます。
0:47:20	規制庁フジモリですけど何か、結局その定性的なっちゃうか抽象的な話しかなくてどう廃棄物の低減になるのかって言うところの具体的な説明。
0:47:32	教えていただきたいのとですねもう1点はその限界上はじゃあどうなんですかっていうところはどう、どうその履歴管理が始まって決定権が始まったときにどう履歴管理をしてどれぐらい減りそう。
0:47:47	なんていうのはわかるんではないんですかね。
0:48:05	えっとですね、なかなか危機その辺がですね工事の中身とかを確認しながら、あと実際に工場やる担当課後ですね、
0:48:17	確認しながらやるところでございますので、ちょっと定量することがちょっとできないというふうに考えております。ただ制度を導入しとけばそういう場合が生じたときにですね、その制度を使って廃棄物が低減できるというふうに考えておりますのでできるだけ提言したいという考え方で、
0:48:36	今回申請の方位ちょっと行っております。
0:48:40	どういうものを部MRにするっていうのはちょっと御示しすることができないかなというふうに考えております。
0:48:49	以上です。
0:48:53	規制庁フジモリですけど、玄海の話はどうなんですか。
0:49:00	玄海につきましても同様にNRCにすでに導入しておりますので、定検でそういう市の交換機入れて使用後は廃棄するというふうなものがわかればですねそういうものがONRのほうにですね、していきたいというふうに考えております。
0:49:20	規制庁フジモリですけど、何でそういう玄海の例もあるんであれば御社としてこの低減させるためといっているところをもうちょっと具体的にその玄海の例も含めて、シヨウ利益こういうと管理していくからそういうのが低減、
0:49:36	可能になるとか、何らかの説明的なちょっと何か心身指定理由にも書いてある内容がちょっと説明できないっちゃうのはちょっとどうかなと思うんですけどね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:03	今考えておりますが、先ほど御説明した通り定検入れる工具等について資料5 廃棄するようなものについて考えておりますので、その旨を当委員会の説明資料のほうに記載することで、どうでしょうか。
0:50:22	はい、規制庁始めるけどもそれとさっき言われてたなんかその可搬電池ですかもうすでにあるものとか、
0:50:29	もうあるわけですよ。あと中、
0:50:33	検査装置みたいな資機材はだからそもそも使用履歴の管理がないから。
0:50:39	難しい。
0:50:41	NRとしては、今の時点では難しくて新しく
0:50:46	導入する資機材、
0:50:47	については管理すれば定検期間、
0:50:50	可能であるとか、その辺の全般的な
0:50:56	というのが発生し想定。
0:50:59	どう低減されるのかってのは少しちょっと、
0:51:02	確認しておきたいのでその辺も含めてお願い資料としてお願いできればと思いますが、
0:51:09	承知しました補足資料のほうにですね、定期検査に使う協議等で使用したものとかですねそういうものをMRにする旨を記載させていただきます。
0:51:25	以上です。
0:51:28	。
0:51:29	はい、お願いします。
0:51:37	規制庁のミキヤです。規制庁側からは以上でよろしいですかね。
0:51:44	九州電力さんのほうから、そのほか何か御説明してないことなどありますか。
0:51:54	気づいたことです。こちらからの説明は特にございません。
0:51:59	はい、わかりました。じゃあ今ちょっと補足説明資料の充実ですねっていうのはまたそれができ上がりましたら、ご連絡いただけますでしょうか。
0:52:11	はい九州電力のハシモトで承知いたしました。はい、ではこれでヒアリングは終わりたいと思います。ありがとうございました。
0:52:20	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。